

令和4年第3回

# 伊根町議会定例会会議録

令和4年9月22日（第3号）

伊 根 町 議 会

# 令和4年第3回（定例会）

## 伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和4年 9月22日 木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和4年 9月22日 9時29分			議長	濱野茂樹	
	閉会	令和4年 9月22日 12時01分			議長	濱野茂樹	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	上辻 亨	○	7	松山義宗	○	
	3	長谷川貴之	○	8	佐戸仁志	○	
	4	中嶋 章	○	9	濱野茂樹	○	
	5	山根朝子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	保健福祉課長	石野 靖	○	
	副町長	上山富夫	○	地域整備課長	橋本利将	○	
	教育長	岩佐好正	○	教育次長	増井和彦	○	
	総務課長	鍵 良平	○				
	企画観光課長	千賀和孝	○				
住民生活課長	森田連三	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事 主事補	千賀さゆり 柴田和佳	○	
会 議 録 署名議員	4番	中嶋 章		6番	大谷 功		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

# 令和4年 第3回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第3号)

令和4年9月22日(木)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 2小学校の長寿命化対策の取り組みについて  
財源確保として新たな残土処分場の必要性について 和田 義清
- 国保税均等割の対象拡大、免除について  
水道事業広域化について  
中学校部活動地域移行の課題と今後の見通しについて 大谷 功
- 高齢難聴者への支援について 山根 朝子
- 旧太鼓山風力発電所の現況と今後の取り組みについて 上辻 亨
- 特産品の販売・支援について 長谷川貴之
- 町長選への出馬は 佐戸 仁志

日程第 3 議案第49号 令和3年度伊根町歳入歳出決算認定について  
(討論・採決)

日程第 4 意見書案第2号 ICT支援員の配置等を求める意見書の提出  
について

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

# 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 2 小学校の長寿命化対策の取り組みについて  
財源確保として新たな残土処分場の必要性について 和田 義清
- 国保税均等割の対象拡大、免除について  
水道事業広域化について  
中学校部活動地域移行の課題と今後の見通しについて 大谷 功
- 高齢難聴者への支援について 山根 朝子
- 旧太鼓山風力発電所の現況と今後の取り組みについて 上辻 亨
- 特産品の販売・支援について 長谷川貴之
- 町長選への出馬は 佐戸 仁志

日程第 3 議案第 49 号 令和 3 年度伊根町歳入歳出決算認定について  
(討論・採決)

日程第 4 意見書案第 2 号 ICT 支援員の配置等を求める意見書の提出  
について

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

## 会 議 の 経 過

令和4年9月22日（木）  
午 前 9時29分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

- 議長（濱野茂樹君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は全員です。  
これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（濱野茂樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において  
4番、中 嶋 議員  
6番、大 谷 議員を指名します。  
以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いします。

### ◎ 日程第2 一般質問

- 議長（濱野茂樹君） 日程第2、これから一般質問を行います。  
最初に、2小学校の長寿命化対策の取り組みについて及び財源確保として新たな残土処分場建設の必要性についてを通告議題とし、和田議員の発言を許します。1番、和田議員。
- 1番（和田義清君） 皆さん、おはようございます。  
それでは、早速私の一般質問に入らせていただきたいと思います。まずは一般質問に入る前に過日、日本列島を直撃した台風14号でお亡くなりになられた方には心より哀悼の意を表し、被災された全ての方々とそのご家族へ心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興と被災された皆様の生活が一日も早く平穏に復することをお祈りしております。  
また、18日には台湾南東部を震源地とするマグニチュード6.8の地震によりお亡くなりになられた方にも同様に哀悼の意を捧げ、被災された皆様へのお見舞いとともにご皆様の一日も早い安全と平穏な生活が復興されることを心から願うばかりであります。  
国内外を問わず、また時代を問わず大規模な自然災害による被災は、そこに住む人々の生活事情が一変し、当該自治体にも社会インフラ復興を主とした財源負担が大きいのしかかってまいります。自然の猛威に対してはどのようなものも多々ありますが、予測される危機に対してはできる限り万全の体制で臨み、人的被害の皆無を目指しつつ被害を最小限にとどめる危機管理体制が常に求められております。  
そして、被災者の方々への的確な支援体制と迅速かつ丁寧な対応実施も常に求められています。災害予防対策とその啓発、注意喚起は、結果空振りになったとしても無事であれば結果よければ全てよしと考えております。  
今回日本列島を縦断した台風14号は、丹後地方にも少なからず被害をもたらし、その被害状況は徐々に明らかになると予測します。各自最小限の被害であったことを祈り、一日でも早い復興を願うばかりであります。  
後になりましたが、今回の災害対策に際し、待機、出勤、出勤された民間業者、行政関係の方々、消防団員の方々には心より感謝の意を表し、今後とも万全の危機管理体制の構築と維持をお願いします。  
それでは、通告書に従いまして、私の一般質問に入らせていただきます。  
最初に、2小学校の長寿命化対策の取組について、教育長にお尋ねいたします。  
令和3年12月に伊根・本庄小学校の耐力度調査の結果が出ました。詳細については、教育委員

会から配付していただいた耐力度調査資料に記載のとおりでありますので、ここで詳細は省略させていただきますが、今後の対応については配付された資料内で調査結果を踏まえ、学校施設の長寿命化の改修・改築の時期範囲について検討を進めるとあります。

まず1点目として、耐力度調査結果後のその後の検討の進捗状況をお伺いします。

次に、過去に町長から学校統合は、地域や保護者から検討要望の声が出ない限りは町側から進めることはない、また全校生徒が少人数になったとしても学校存続の声が多数ならば学校を存続していく旨の発言があったと記憶しております。あれから数年が経過し、以前と状況も保護者も替わっております。今後も児童の安心安全を第一とし、施設の長寿命化に向けた調整や多様な意見を聞く調査が必要不可欠と予測しますが、2点目として、以前の小学校存続の方針に変わりはないものかをお尋ねいたします。

次に、今後は小学校統合も選択肢に入れた学校施設の長寿命化の改修・改築も財政面の視点からは検討せざるを得ない状況下にあると考えております。いずれにせよ、児童の安心安全を第一とし、現時点における今後の学校施設の長寿命化の方向性を現時点でどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

次に、財源確保として、新たな残土処分場建設の必要性についてのお考えをお伺いいたします。

伊根町の人口も2,000人を割り、人口減少は今後も続くものと予測します。このような状況から今後の自治体運営も発想の転換が必要と言われて久しくあります。これからは人口減少しても持続可能な地域・まちづくりの体制構築がより求められているものと考えます。そのためには施設の複合化・多様化の壁は避けて通れない部分であります。

このコロナ禍において、依存財源率が高い当町においては、交付税が昨年と同額と想定よりも交付され、それにより財政状況は多少悪化する時期に突入すると当初から予測していましたが、交付税措置により予測よりも改善された状況であると認識しています。

今後の国全体の流れから予測すると、国の地方自治体に対する支援は今後ますます社会福祉の割合は高くなります。そして公共工事に対する国の支援は少なからず減少が予測されます。しかし、地域や集落から挙がってくる要望事項や地域事情に即した要望事項への対応、実現には各議員と町行政が協働、努力して実現していかなければなりません。

筒川文化センターの解体、解体後のコミュニティ兼避難施設の建設、さきの小学校施設の長寿命化においては、試算の段階で多額の費用を要すると聞いており、また資料もいただいております。そのためには少しでも自主財源を確保していく必要があると考えます。

8月中旬現在で約80%の造成率となっている現在の残土処分場の次を考えていくのも自主財源確保の選択肢の一つではないでしょうか。

そこで、現在の残土処分場についてお尋ねいたします。

まず残土処分場の初期の建設費とこれまでの維持管理費の合計総額をお示してください。

次に、その中で残土処分場の立地地区に支払われた総額。

次に、これまでの残土処分場の利用額と残土処分場使用料から基金繰入れした総額。

次に、処分場使用料を原資として実現した要望事項の件数と総金額。

重ねて申しますが、町独自の財源確保は今後も必要不可欠と考えます。今後も自然災害が発生した場合や老朽化したインフラ施設の復旧、長寿命化の工事はなくなることはないでしょう。その際に町に残土処分場があることは、丹後地方にとっても町にとってもメリットがあると考えます。

現在の残土処分場のキャパが8月末で83%を超えている時点で町が次の残土処分場の候補地域の調査もしくは区長会、議員と協働して募集、計画等を行い、検討していく必要性もあると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（濱野茂樹君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） 和田議員の御質問にお答えします。

初めに、1つ目の質問の耐力度調査結果後の検討の進捗状況についてでございますが、議員のご承知のとおり、第1報として令和3年12月8日、全員協議会において説明させていただきました耐力度調査結果は、本庄小学校屋内運動場に関わる結果数値を精査する必要性がありましたので、調査を継続してまいりました。その後継続調査が完了しましたので、令和4年7月6日、総務委員会にお

いてその結果をご説明した次第であります。

耐力度調査で4500点以下となると構造上危険な建物の位置づけとなり、伊根小学屋内運動場と本庄小学校屋内運動場はともに危険な建物に該当となりました。

教育委員会では、これらの結果を踏まえて、校舎は長寿命化改修を行い、屋内運動場は改築を行うこととし、児童、教職員の安心安全を確保することを説明させていただきました。

令和4年7月29日、伊根町教育委員会を開催し、伊根町議会総務委員会での説明内容を報告させていただき、現在学校施設の在り方について様々な状況を想定した資料を作成しながら議論を重ねているところでございます。

和田議員からその後の進捗状況とありますが、教育委員会では令和2年度に作成した教育施設の長寿命化計画に従い、計画の具体化を粛々と進めております。今あるものを長く使用する方法を探り、改築しなければならないものについても可能な限り工夫を取り入れ、学校教育及び社会教育の推進に有効であり、教育効果を最大限に期待できる施設を整えたいと考えております。

もちろん費用対効果の課題もありますし、学校統合に関わる地域・保護者からの要望が出るなど状況が変われば長寿命化計画の再検討も当然あり得ることと承知しております。

2つ目の質問の以前の小学校存続の方針と変わらないかについてお答えします。

と言いましても、小職がこのご質問にお答えすることが適切なかどうかと料するところでございますが、吉本町長が以前から児童がいる間は小学校の統合はしない、しかし、議員の皆さん、地域・保護者の皆さんから要望があればそのときは検討させていただきますとご説明しているとおりでございます。

教育委員会としましては、町長部局と適宜適切に情報共有を行い、伊根町ならではの小学校教育がさらに充実していくよう条件整備に尽力してまいります。

3つ目の質問の統合も選択肢に入れた学校施設の長寿命化の方向性についてであります。議員の皆様方のご理解を賜り、令和3年度から令和4年度にかけて小学校の維持管理工事を実施し、長寿命化改良工事を行うまでの間のつなぎとなる最低限の工事をさせていただきました。よって、学校施設の当面の安全性は確保できた状況にあります。

先ほども申し上げましたとおり、2小学校の教育施設を長寿命化計画に従い、校舎は長寿命化改良工事、屋内運動場は改築工事を施し、維持していくこととしています。長寿命化工事の学校施設の保全、また改築に当たっては、多額の費用を要します。町の財政計画と歩調を合わせながら、維持・更新コストの縮減を図る必要があることは承知しております。そうした中であっても施設の運営については、十分に教育効果を高めることができるように整備していきたいと考えております。

伊根町の将来を託す児童の安心安全を第一としつつ、伊根町の児童一人一人が自己実現の基礎となる意欲と気概を持って学習活動に励むことができる施設、また教職員が伊根町ならではの教育実践に取り組みやすい環境を整えたいと考えておりますので、その推進につきまして議員の皆様方のご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、私のほうからは和田議員さんの質問の2点目、財源確保として新たな残土処分場建設の必要性について、これをお答えさせていただくわけですが、その前に教育長のほうにありました②の過去の町長発言についての質問は、教育長にということでありましてけれども、教育長には答えることができないと思います。私のほうで少々お答えをさせていただきたいなと思います。

以前の小学校存続の方針に変わりはないか、答えは変わりはありません。しかしながら、このような問題を質問されるときは、過去の私の発言の一部を切り取って質問されるのは余りよくないのではないかなと思います。発言当時も今も私の思いは小学校は統合すべきです。理由は、伊根町の子供たちの、児童たちの教育環境の改善、教育の充実です。わずかな児童を2校に分けて教育する必要があるのか、複式学級、極端な男女構成、もう一桁などといいますと全員が女子、全員が男子、逆に男子の中に女子1人、女子の中に男子1人、そういった極端な構成比も出てまいります。集団活動等々それでいいのか、その思いで小学校統廃合の諮問を行い、提案を行ったわけでございます。

しかしながら、地域や保護者の皆さんが反対でありました。反対でありますから私も独裁者ではありません。民意に沿って断念をしたところでございます。

しかしながら、地域や保護者の反対の理由は、子供の教育にはない立地場所であります。自分の地元の学校を使うのはよし、よそに行くなら反対、それは議員もよくよくご承知のことと思います。それらを総じて皆さんが望まれるなら小学校は残す、たとえ児童1人なっても残す、地域や保護者から要望がない限りこちらから持ち出すことはありません。そういう発言になっております。その後区長会からも保護者からも議会からも要望はいただいておりません。

大変つかぬ話でございますが、3年前、平成30年度の本庄小学校卒業式に私お祝いにあがりました。卒業生は梅垣景介君ただ1人でありました。校長先生の式辞には「1学年1人という環境で悩みや苦労もあったと思う。でも、よく頑張った」そう褒められました。そしてその中で、修学旅行の思い出話に触れられております。「伊根小学校の同学年の児童と友達になり、本当に君は修学旅行楽しそうだった、楽しそうな君だった。でも帰路伊根小学校のみんなと別れ、1人になった君は、とても寂しそうだった」ある意味大人のエゴは幼い子にこの6年間どれほどの思いをさせたのか、大変心が痛くございました。

小学校の長寿命化、これは施設・建物の問題、小学校の統合は児童の教育の問題、互いに兼ね合いがあっても別問題であります。双方を絡めて論じるべきではないと思っております。

私は確固たる思いはありますが、私も議員の皆さんも余すところ2か月程度の任期であります。この場での持論を展開することは控えさせていただきたく思います。

2点目、財源確保として新たな残土処分場の建設の必要性についてお答えをします。

5つの質問がありましたので、順次お答えをいたします。

1つ目の質問にございました残土処分場の初期建設と維持管理費の総合計いわゆる運営費については2億3,519万円となっております。初期のあの場所を造ったときは、その場所だけでしたら大体7,000万程度でできたと思います。あとはいろいろと運営費について合わせて2億3,519万円、以降の説明を含め金額については、令和3年度末時点のものでございます。

2つ目のご質問、立地地区に支払えた額としましては、筒川財産区に土地使用料として支払った額は約90万円、また開設当初は地域の要望に応じ、筒川上区と処分場の管理委託を行い、約6年間で委託額が821万円となっております。

3つ目の質問のこれまでの利用額、使用料収入につきましては4億4,496万円、基金繰入総額は2億9,225万円となっております。

4つ目のご質問である使用料を原資として実現した要望事項の件数と総金額でございますが、町道や河川に関わる維持管理工事などについては、区長要望や住民個別要望のほか、通報や見回りで発見された破損箇所の修繕なども含まれますので、要望事項としての件数で示すことができません。また、基金繰入額は、道路管理事業などの事業費全体の一部として充当しておりますので、件数での表現が難しいところでございます。ただし、令和2年度では工事請負費の単独費分全額に基金を充てましたので、件数が分かるため参考に申し上げますと、基金繰入額約3,700万円に対し69件の工事を行いました。公共土木事業への繰入総額はほぼ1億円でございますので、100万円程度の維持管理費工事ならば100件程度、50万程度の維持管理工事なら200件程度行っているといえます。

令和3年度までの全体事業の歳入歳出を要約しますと、歳入では使用料総額4億4,500万円です。歳出は残土処分場運営費に2億3,500万円、他の公共事業への基金繰出しに1億円、これに基金残額1億3,400万円をプラスして総額4億6,900万円でございます。少し差額出ております。その差額の2,400万円は、残土処分場運営の一部が一般財源を使用しているため生じたものでございます。

5つ目の質問でございます。町としましても、公共工事の円滑な推進の観点から、残土処分場の確保は必要と考えており、令和2年度において現在の残土処分場の奥にある谷を次期処分場とすることについて、事前に筒川上区と筒川財産区に提案し、同意をいただいております。これについては議会にもご報告済みかと思っております。

また、本年度の当初予算では、次期残土処分場の調査設計業務費を1,823万円これを計上し、



ご審議の上、可決いただきましたので、具体的な調査や設計を進めております。

公共残土処分場使用料管理基金につきましては、残土処分場の適正な運営への取崩しを主軸に起きつつ運用等により余剰が見込まれるときは基金処分規定に基づき、従来どおり公共施設の整備管理も充当していきたいと考えております。

次期公共残土処分場の建設計画は、地元同意をいただき、議会にお示しをし、予算等承認を得ながら既に進捗をしております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 1番、和田議員。

○1番（和田義清君） まず最初の質問のちょっと2点ほどお伺いしたいんですが、まず小学校の学校施設はこの間視察にも行ったんですけども、長寿命化の工事をしてそれで長寿命化工事が一応校舎のほうは終わりましたと、いわゆる屋内運動場いわゆる体育館のほうは今後は長寿命化をしていく改築をしていく方向性なのか、それとも一旦壊してしまっって新しく建てる方向でいっているのかそれが現時点でどのような方向性というか、進捗状況で検討されているのかというのがまず1点です。

今後やっていく上で、特に要望等がなければ町長が先ほどおっしゃった議会とか地域の方、保護者の方、前回もあった在り方検討委員会等は今後設置していく方向性なのか、その2点について最後お伺いいたします。

○議長（濱野茂樹君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） 今の和田議員のご質問2点を確認したいと思います。まず校舎のほうは長寿命化のほうはもう既に終わって、あと屋内運動場のほうは改築ということで建て直すのかというのが1点目だと思います。2点目は、住民、保護者のほうから統合という声が挙げれば検討会等々を立ち上げていくのかとこういう形であったと思いますが、まず今の校舎のほう視察いただいた部分は、長寿命化工事ではなくて、維持管理工事をさせていただいたというふうにご理解いただきたいと思います。数年間は安全を確保する工事をさせていただいた、長寿命化工事というのは、30年安全にその後利用できるようなもう少し大規模な工事となります。それで先ほどご説明しました4500点以下ですとその長寿命化工事をできない状況になります。改築をなさないと、危ないので建て替えなさいとこういう形になります。ですので、屋内運動場はそれに該当をしたということで、先ほどご説明させていただきました。壊して建て直すということです。改築ということです。基本はその場所に合った規模のようなものを新しく建築するというのでございます。これで1点目のお答えとさせていただきます。

2点目については、おっしゃるとおり保護者、地域の皆様から声が挙げれば町長が説明しているとおりの会を設けてということになるかと思えます。ただ、今この建物に関しての様々な情報については、議員さん方にはお示しをしていますが、町民の皆さん等々にはまだお伝えできていないので、そういう状況については周知はすべきかなというふうにご検討いただいております。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 1番、和田議員。

○1番（和田義清君） 答弁ありがとうございます。なかなかいただいた資料を見ていまして、長寿命化改修工事結構な金額、試算段階ではありますけれども、ここから幾らぐらいの補助率で物事が進められるかどうかというのは今の段階ではちょっとまだ不安なところではございますが、冒頭述べましたように、なかなか今の伊根町の財政状況を鑑みながら進めていくのは非常に難しいとは思いますが、おっしゃられておりますように、やはり児童の安心安全を第一に考えて今後とも丁寧な検討の在り方、また進め方をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、和田議員の一般質問を終わります。

次に、国保税均等割の対象拡大、免除について、水道事業広域化について及び中学校部活動地域移行の課題と今後の見通しについてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

今期4年間の最後の私の一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に基づき、国保税の均等割の免除についてということで、質問をいたします。

国保税にはその人の負担能力に応じた負担としての応能割、世帯当たりや被保険者当たりで負担する応益割がございます。応能割は所得割、資産割でありまして、伊根町では資産割を廃止をし、所得割のみに変更しています。応益割は、各世帯に定額で課せられる平等割と世帯員の数に応じて課せられる均等割がございます。今回この均等割についての質問であります。

均等割は、一人一人に課税されるため、世帯人数が多いほど国保税が高くなり、生まれてすぐの赤ちゃんにも税金がかかることとなります。そして、加入者の医療費を賄うための医療分だけではなく、高齢者医療を支えるために拠出をする支援分にも均等割がございます。ゼロ歳児にも高齢者医療を支えるための負担を求めるといふ何ともいえない不合理な仕組みであると私は思っております。

一方、被用者保険の保険料は、収入に保険料率をかけて算定するだけで、家族の人数が何人いようが保険料に影響することはございません。

全国の市長会が子育て世帯の負担軽減を図るために子供に係る均等割保険料軽減する支援制度を創設することを国に求め、全国知事会も均等割の見直しを要望され、子育て支援に逆行していると軽減撤廃を求めてきた粘り強い住民運動の成果もあってようやく国が動き出しました。今年度から未就学児までですが、国保料の均等割額の5割を公費で軽減をされました。7割、5割、2割の軽減措置がされている世帯には、そこからさらに上乘せされます。国民健康保険に新たな公費を投入することは、大変大きな一歩前進です。

しかし、軽減の対象が未就学児までにとどまるのならば、子育て支援策としては十分とはいえないのではないのでしょうか。特に子育て世帯は子供に収入がないにもかかわらず均等割負担があり、国保税額は高額になります。独自に減免する自治体も少し古い資料なんですけど、2019年度時点で全国少なくとも25自治体がございます。そのうち9自治体が高校生世帯までを対象に所得制限なしで第1子から減免をしています。このうち全額免除は3つの自治体があります。これらの減免運動は、子供の医療費無料化運動のように全国に広まっていくものと私は想像しています。

コロナ禍で生活支援、子育て支援の見地から未就学児に関わらない対象拡大、または子供の均等割は全額免除するなどして負担軽減ができないか、検討を求めますが、町長の見解を伺います。

次に、水道事業の広域化について質問をいたします。

京都府水道事業広域的連携推進協議会が4年度第2回幹事会、8月24日に開催をされました。そこで、京都水道グランドデザイン素案概要が発表されております。かなり具体的に書いてありまして、当町の部分では、令和18年に朝妻浄水場を日ヶ谷配水池と統合、令和25年筒川南浄水場を日ヶ谷配水池と統合すると案が提案をされています。

また、今後のスケジュールにおいて9月、10月に首長との協議後にパブリックコメント、1月から3月に公表と計画をされていますが、議会にも報告されず誰も知らぬ間に進行しているのではないかと思っています。自治体意見の軽視、議会の軽視、住民無視と思われるような推進の仕方があります。

町長は従来からメリットのない広域化はしないとされておりましたが、現在の状況報告と町としての今後の方向性を伺いたいと思います。

最後に、中学校部活動地域移行の課題と今後の見通しについて伺います。

国は、令和2年の9月に生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮したさらなる部活動改革の推進を目指し、具体的な実現方策やスケジュールなどの方針を示したところであります。さらに令和3年度から地域運動部活動推進事業を実施をし、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域との連携による活動への移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に取り組むために拠点校において実践研究を実施をし、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の全国展開につなげることとしました。

これを受けて、各地で公立中学校の休日の運動部活動を地域のスポーツクラブや民間事業者へ段階的に移行していく部活動の地域移行が動き出しています。

当町では、民間事業者やスポーツクラブへの移行は考えられず、地域人材の確保にしてもかなり困難なことと想像をしています。当町での現在の中学校部活動地域移行の課題と今後の見通しについて伺います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問の1つ目、国保税均等割の免除についてお答えをいたします。

大谷議員が平成31年3月議会で一般質問された均等割の減額について、これいろいろな社会的な運動になっておるようであります。国策として実現できたのは大変喜ばしいことでございます。ただし、保険税の均等割を減免するために一般財源や基金を繰入れするなどは保険税の基本的な理念から外れ、賦課徴収システムの根本を変えることであり、国が社会的仕組みとして検討していくことであるものと考えております。町独自ということはなかなか考えにくいということでもあります。あくまで国の方針に従って施行するものと考えます。世帯内の人数が増えればそれに対する保険料も増えることとなります。

国保税は、国保サービス維持のため、必要な額を賦課徴収するシステムであります。そうありますので、どこかの収入を免除すればどこかの収入を増やさなければなりません。減る人はいいんですよね。中には増える人もおられます。そういった方は反対されるのではないかなと、その調整も大変難しいものがあると思います。

一方で、ここ近年における被保険者一人当たり保険料調定額は、京都府下において伊根町が最も低額となっております。この保険水準について京都府下でそれぞれの基準に応じて賦課している運用から基準統一に向けての検討が進められております。この動きは京都府だけでなく、全国的に各都道府県で進められており、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料水準を目指す、このことを目的に検討が進められております。この国が掲げる方針には、同じ生活環境、同じ医療水準といった視点がありません。そのため京都市など都市部と過疎地域が同じ保険料水準を課せられることが大変危惧をされます。

このため当町としては、宮津与謝地域・京丹後地域といった京都府北部地域の二次医療圏内で保険料水準を統一することで、現在の生活や医療環境の地域格差を反映したものとすべく意見を申し述べているところでございます。

コロナ禍の中、生活支援や子育て支援は、伊根町としてもいろいろな分野で取り組んでいるところでございますが、大谷議員からのご提案である保険税の独自減免の政策など支援の在り方についても研究してまいりたいと思います。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、保険料水準の統一には議員のおっしゃる均等割も含まれるため、当町の独自施策を反映させられるかどうか未確定の状況でございます。このことからまずは京都府下の保険料水準統一に向けた検討において、大幅な保険税の増税を行わなくてもよいよう、そして生活や医療環境の地域格差に配慮されない保険税の統一とならないようしっかりと議論に参加して精査していくことが重要であることを申し上げ、答弁いたします。

2点目のご質問、水道事業広域化についてお答えをします。

平成30年度に水道法の改正が行われ、その中で広域連携の推進がうたわれており、翌年度国は都道府県に対し、令和4年度までに水道広域化推進プランの策定を要請しました。京都水道ブランドデザインは、新水道ビジョンとして平成30年度に策定されましたが、水道広域化推進プランにも位置づけるため改定を進めております。

今回議員から統廃合が提案されたとされるものは、ブランドデザインの改定素案にあるシミュレーションとその効果で示されたものでございます。ここではそのシミュレーションが京都府や府営水道が機械的に行った概略検討であること、削減効果を検証する一例であり、事業の実施が予定されるものではないこと、これが明示されております。したがって、統廃合が進められているものではございません。

しかしながら、例示とは言うものの具体的な名称等が記述されており、誤解を招くおそれもあることから、過日開催をされました本件に係る意見聴取会議において、そごがないよう府民、住民に十分伝えるよう強く申し入れたところでございます。

令和3年6月定例会で議員から受けました一般質問の回答のとおり、伊根町は経費削減、スケールメリットなど当町の利害を冷静に判断する方針でございます。統廃合については、地域同意が大前提でありますので、現実的で具体的な経費削減提案が行えることとなれば、議会に説明を行って

まいります。

この考え方についても、北部の水道事業者の意見としてグランドデザインの改定素案で明示されておりますので、ご確認をいただきたく思います。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 岩佐教育長。

○教育長（岩佐好正君） 3つ目のご質問、中学校部活動地域移行の課題と今後の見通しについてお答えいたします。

議員ご承知のとおり中学校の運動部活動は、生徒のスポーツに親しむ機会を確保すること、また自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与するものとして大きな役割を担ってきました。

また、部活動は学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動で、異年齢との交流の中で人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の発生抑制などに加えて、生徒や保護者から学校への信頼感を高めること、学校の一体感の醸成にも貢献してきました。

一方で、生徒数の減少などにより持続可能性という面で厳しさを増していること、また協議経験のない教師が指導せざるを得ない状況や休日も含めた指導や大会への引率や運営への参画など教師にとっても大きな業務負担であるという課題が顕著になっております。

このような中、令和3年10月、スポーツ庁は、運動部活動の地域への移行を着実に実施するとともに、子供たちがそれぞれに適した環境でスポーツに親しめる社会を構築することを目的として、有識者や自治体、スポーツ関係者等を委員とする運動部活動の地域移行に関する検討会議を設置しました。この検討会議の提言では、休日の運動部活動の段階的な地域移行を令和5年度から開始し、令和7年度末までの3年間を改革集中期間として位置づけ、この期間に全ての都道府県、市町村において具体的な取組やスケジュールを定めた推進計画を策定することが適当であるとされています。

しかし、比較的短期間に生徒のニーズに合ったスポーツ環境の整備ができる地域もあれば、そうでない地域があることにも留意する必要があるとされており、推進計画の策定は伊根町のようなへき地や離島など地域でのスポーツ環境の整備充実に向けて他の地域と比べて時間を要することが見込まれる地域は除くとされています。この提言を受けてすぐさま改革集中期間での地域移行を進めるということは、伊根町教育委員会として考えておりません。

休日の運動部活動を地域移行する効果やメリットについては、専門的な指導が受けられること、教師の負担軽減につながるということが考えられます。反対に課題やデメリットについては、地域部活動の指導者の確保に当たって謝金が発生すること、地域部活動の場所や用具の確保に当たって、使用料が発生すること、スポーツ保険等に加入する必要性が生じ、保護者の負担が大きくなる可能性があること、平日と休日で指導者が変わり、生徒が戸惑うのではないかという懸念、中学校体育連盟の授業との関連がうまく整理されるのかという疑問などなど様々な課題が挙げられます。

いずれにしても、丹後地域における改革集中期間での地域移行の状況や他の山間へき地などの好事例や国の動向などを注視しながら、適切に対応をしていく考えであります。

令和4年度伊根中学校では、京都府の京都式部活動サポート事業を活用し、外部指導者1名を確保し、ソフトテニス部の休日部活動指導に従事していただいています。

京都府もこの事業を拡充させる方針を示していますし、専門的な指導が受けられるというメリットがある本事業を当面は活用していきたいと考えています。

また、へき地教育の現状と重要性を訴えながら、教職員の人事異動を通して人材確保に努めてまいります。

たとえ小規模・少人数であっても生徒一人一人のよさが十分に発揮できる活動、目標を持ってみんなで高め合える活動が持続できるよう学校とも連携を図りながら進めます。

地域とのつながりが大変強い伊根町立学校ならではのへき地・小規模校だからこそ実現できる取組を創意工夫し続け、勝利至上主義に惑わされることなく、生徒一人一人の主体性や連帯感をしっかりと育むことができる教育環境を維持発展させてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 水道事業の広域化について再質問をさせていただきます。

この水道事業の推進協議会について私も余り詳しくは知っておらんですが、1月から3月に公表というふうになっておるんですけども、議会との関わりについてはこの公表後になるのか、それとも公表前のパブリックコメントの段階で議会にも説明がいただけるようなものなのか、ちょっと公表になればもうどうにも止まらないなというような思いもありますので、そこらの議会との関わりについて分かる範囲でお答え願います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） まだ各首長との話合いが今後ございますので、その辺の経過を見てお知らせをしたいと思います。

しかしながら、議員おっしゃるこれが公表されたらもう止まらない、そんなことはないんです。伊根町は伊根町独自でうちにメリットにならんことはしません。ましてや統廃合なんてそんな話その地区が同意しなければできない話ではないんですから、それが本当にメリットのある話、伊根町にとってだったら考える余地がありますので、そのときは当然議会にお示しをして話をしたいと思えますし、ご心配は要らないと思うんです。計画は計画として今機械的に挙がっておりますし、それが多分ただし書きがありますので、実施するものではないというのであくまでも概算計画だとか、シミュレーションだとかということで、それが公表されてもそれほど一人歩きするものではないとは思いますが。その後は全首長が集まって協議する場所がありますので、その点についてはまだちょっとその動向も見ながら議会にはお示しをさせていただきます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして大谷議員の一般質問を終わります。

次に、高齢難聴者への支援についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

高齢難聴者への支援について、3点について質問いたします。

まず初めに、高齢難聴者の補聴器購入の助成制度の創設について質問をいたします。

日本は今、超高齢化社会を迎えています。年をとるにつれて難聴による「きこえ」の問題を抱える人も増えています。聴力は40歳頃から低下し始めると言われていまして、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われています。

高度・重度の難聴者は、身体障害者手帳による補聴器購入費用の補助がありますが、軽度・中度の難聴者への補助はありません。2018年から補聴器購入費用は、医療費控除の対象にもなりましたが、これはあくまで医師が病気の治療に必要と認めた場合に限定されるもので、一般的な高齢難聴者への補助というものではありません。

国は、2015年に策定した新オレンジプランで難聴が認知症の危険因子と位置づけています。また、WHOは日常生活に支障を来す中等度の難聴、41デシベル以上を補聴器の装着基準としており、早めの段階から補聴器を使用することによってコミュニケーションが支えられること、脳への刺激を維持することが重要だと言っています。

身近な人に「きこえ」の状態を聞いてみますと、母親が補聴器をつけることになったが、少し物忘れが始まってからでは遅いと実感した。分かっているけれども何度も聞き返されるといらっとしてしまい、つきつい言葉で対応してしまう。そんな自分が情けなくなる。何か言っているのかそれは分かるが、言葉がはっきり聞き取れない。特に子音が聞き取りにくい。マスクをしているのでなおさら聞きにくい。聞き取りが難しく、何回も聞き直すのはできない。仕事関係では相当気を遣う。このように答えたのは50代の男性です。

先ほど「きこえ」の問題を抱える人の年代による割合を述べましたが、伊根町に当てはめると65歳から74歳では138人、75歳以上では273人となります。合わせて400人を超えます。町民の約2割の方が「きこえ」の問題を抱えているということになります。

障害手帳により補聴器の支援を受けた人は、令和3年度では2件でした。医療費控除の件数は分かりませんが、補助を受ける対象者は本当に少ない現状だと思います。町内で「きこえ」の問題を抱えている人への支援は限りなく低いということです。

難聴の改善に力を発揮するのはやはり補聴器です。しかし、なかなか普及しない、その理由は、補聴器の値段が高いこと、そして高度・重度の方にしか公的支援の対象になっていない、そういうことだと思います。高度・重度の難聴になるまでほうっておいていいのでしょうか。補聴器購入費用の補助を行う自治体も増えてきている中、介護予防の観点からも補聴器の購入費用の助成など対策をとる必要があるのではないかと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

次に、高齢難聴者の実態把握についてお聞きします。

高齢難聴者の研究はいろいろとなされています。先ほど伊根町には75歳以上の高齢難聴者は400人を超えると述べましたが、糖尿病と難聴の関係や男性における騒音職場の就労歴と動脈硬化は、難聴に影響するとも言われています。

伊根町においては、機織りの仕事をしていた女性も多くおられました。機織りは相当大的な騒音の中での仕事になります。伊根町では女性が難聴になるリスクはほかよりも高いのではないかと考えます。労働や生活環境も考慮しながら、高齢難聴者の実態を把握することは必要ではないでしょうか。

今難聴で困っている人がどれくらいいるのか、生活ではどのようなことで困っているのかなどを町は把握しているのでしょうか。

総合検診などでは、「きこえ」に関する質問項目を設定し、難聴を早期発見する仕組みが必要ではないでしょうか。

今年の暮れには高齢者福祉計画改定直前調査が行われる予定です。それに「きこえ」の設問を加えるなどして実態把握をしたらいいのではないかと思います。町長の考えを伺います。

最後に、町内の公共施設の聞こえのバリアフリー化について質問をいたします。

ヒアリンググループについてお聞きします。

補聴器を使用している人にとってホールや会議室など広い場所では雑音が入ったり、音が響き過ぎたりして音声を正しく聞き取ることが困難です。ヒアリンググループを利用するとマイクの音を雑音なく聞き取ることができます。ヒアリンググループは、以前は磁気誘導ループと呼ばれていたようですが、磁気という言葉がペースメーカーなどの機器に影響を与えるような印象であることから、今はヒアリンググループと呼ばれるようになっていきます。

今多くの自治体でヒアリンググループが設置されている公共施設が増えていますが、伊根町内の施設ではヒアリンググループが設置されている施設はあるのでしょうか。今後ほっと館の図書室機能を移転させた新しい情報図書施設も建設予定ですが、そこにはヒアリンググループは設置されるのでしょうか。

また、役場の窓口などには携帯型のヒアリンググループを置いて対応している役場もありますし、福知山市などでは移動型のヒアリンググループの貸出も行っています。伊根町においても聞こえのバリアフリー化を進めるために常設のヒアリンググループの設置や移動型ヒアリンググループの貸出などを進める必要があると考えます。町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の高齢難聴者の補聴器購入の助成制度の創設についてでございます。

同様の質問を令和元年12月定例会でもいただいたと認識をしており、当時は他の身体機能などの補装具を含め、整合性や合理性を考慮し、検討したいと答弁をさせていただきました。それからこの間も私も補聴器に触れることがございました。ちょっと補聴器というより集音器だったと思いますが、そういうのがスマホなんかでコマーシャルで出てまして、一旦借りて使ってみたんですけども、なかなかうまくいきませんでした。そんな若い頃の聞こえ感はありませんし、これでテレビも全然ボリューム上げなくてもすむのかなと思ったんですけども、そんなことは全然なくて、とうとう返してしまいました。

また、いろいろと各種会合に参加した際も周りの方の会話に聞こえながらも耳を傾けますと、かみ合っていないんです、話の内容が。私と同年代になると聞こえにくくなり、聞こえることの重要性を実感したところがございます。

視力を補う眼鏡やコンタクトレンズなら見えにくくなればほとんどの方が使用されます。どのよ

うになったら調整するのか考えやすいですし、眼鏡が曇ることやスポーツをしているときの不便さなどデメリットは分かりやすくございます。歯なんかもそうであります。

一方、聴力を補う補聴器、また嗅覚や味覚の低下などは、いろいろな意味で生活に支障がある割に無頓着な方が多いようでございます。聞こえを補うものとしての補聴器、集音器には、タイプも耳かけ型、耳の穴に挿入する挿耳型、鼓膜や骨を振動させるものと各種種類があり、値段もそれぞれピンきりでございます。どのタイプのものが身体障害者の補装具であり、また医療費控除を受けられないもので一体どういったものを町独自の助成とするのか、なかなか判断が難しいところでございます。

よしんば助成制度を創設できたとしても、制度を活用し補聴器を購入されたとしても、よく聞こえないから使っていないとなってしまっただけでは何の助成制度か疑問が残ります。

行政として助成制度を創設する以上、費用対効果のみを求めるものではございませんが、やはり有効に活用いただきたく思います。

また、安いものならいざしらず、議員言われたように高いです。16万だ、30万だ、いやいやそんなものでは聞こえへん、五、六十万出さな、いろいろございます。そういった代物にどれほど補助をすれば普及するのか、2万や3万では無理でしょうね。そんなものではなかなか難しくあろうかと思えます。

また、眼鏡や保険適用外の歯科治療に補助はしないのか等々公平性にも懸念が残ります。他の自治体がどのような補助制度を創設されているのか、我々も調査研究をいたします。しかしながら、制度創設には慎重な検討が必要かと考えております。

次に、2点目の高齢難聴者の実態の把握についてでございます。

本町では、難聴者の実態を把握できていないのがまず現状であります。今年度予定しております議員言われる高齢者福祉計画改定直前調査は、3年ごとに策定が義務づけられております。計画期間令和6年度から8年度までの第10次高齢者健康福祉計画、第9期介護保険事業計画の事前調査であります。計画の策定については、国から指針が示され、本町の人口、高齢者人口を推計し、介護認定、介護保険事業の動向などから3年間の介護保険料を決定することが第1の目的でございます。

計画策定に当たっては、各自治体がアンケートを実施し、それぞれの自治体が見える化システムに結果を入力することで他団体との比較ができる状況になります。

今回ご質問の難聴者に係る実態調査は、他団体で行われるかどうかは分かりませんが、当町では事前調査・計画策定は業者委託を予定しておりますので、議員が希望されます調査を盛り込むことは国からの指針を基に受託業者と相談し、検討したいと考えております。

最後に3点目の町内の公共施設の聞こえのバリアフリー化についてでございます。

聴覚に障害がある方への事業として、与謝野町と共同実施になりますが、与謝郡聴覚言語障害センターの運営となります手話通訳者の設置事業のほか、手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣事業などがございます。本センターは、与謝野町岩滝にあり、磁気ループを備えられております。聴言センターを整備される際、持ち運び可能な磁気ループを選択されたものでございます。

本町ではほっと館での敬老会や泊泉苑での身体障害者福祉会の総会などに持ってきていただき、実績もでございます。これ以外の場でどれほどの設備が必要か判断が難しいところでございます。

事業でこの設備が必要であればセンターにお願いし、設置いただき、さらには手話通訳、要約筆記なども併せることがよりよいサービスではないかと考えているところでございます。

また、各施設に設備を常設すると定期的なメンテナンスも必要でしょうし、専門スタッフ以外で適切な対応ができるかも不明でございます。

ちなみに議員おっしゃられましたとおり、福知山市の市民交流プラザふくちやま、宮津市のミッブル内にあります市役所の福祉・教育総合プラザには設置をされているように聞いておりますが、与謝野町内にはないようでございます。今後専門機関であります与謝郡聴覚言語障害センターと相談しながら事業の検討に努めるのがよいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 答弁ありがとうございます。調査をしていただけるということは少し安心しました。

補聴器の購入費用の補助をしている自治体ですけれども、今年の7月の段階では全国でも100ぐらいあるようにネットで調べると出ていました。やはりいろいろと高額になるので、どれぐらいの補助をしているのかとか、何歳からしているのかというのは自治体によって様々なようですので、ちょっと町のほうでもどのようなことなのか調査もしていただいて、もし補助をするんだったらこんなふうに工夫してできるかなというようなことも考えていただけたらというふうに思います。

難聴は、手足の障害のように目で見てはっきり分かるような障害ではありません。ただ、でも聞き違いで誤解を招いたりとか、電話をするのがもう億劫になって、家族や仲間たちとのコミュニケーションが大きな支障を来している、無頓着というか、自分が我慢すれば適当に答えていればそれなりにその場は解決したりするので、なかなか難聴で困るところの実態をやはり私たちはつかみきれていないということが一歩踏み出せない大きな原因ではないかなというふうにも思っています。

やはり実態をしっかりとつかむこと、そして問題に対して対処していくというのは自治体の役割だと思いますので、認知症予防をはじめとして、介護予防のためにも高齢者の生活支援のためにも補聴器の購入の補助はもう1回検討もしていただきたいと思います。

ヒアリンググループにつきましては、やはり補聴器を買ってもなかなかつけない人も多いとさっき町長もおっしゃいましたが、つけたとしてもその環境がしっかりしていないと、聞き取れる環境がないとつけておってもしゃあないなというふうになってしまうと思いますので、まずは簡単な携帯型のヒアリンググループでも結構ですので、伊根町においてもちゃんと配備をさせていただいて、借りたときにはすぐに借りられるというふうなそういう状況、条件もつくっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 結局議員言われるように難聴が認知症につながったりいろいろなことが現実にあるものと思います。しかしながら、なんか先ほど無頓着と申し上げましたけれども、無頓着プラス恥ずかしいんです、補聴器をするのが。ですから、私なんかぼちぼち私も聞こえにくかったりするので、こんなでかい補聴器をつけてずっと町長がつけて歩いておったら俺もやってみようかなと思ってもらえるかなと思って今ちょっといろいろなもの考えあぐねたりもしております。

議員おっしゃるように難聴者に対して本当に生活豊かになるように検討してまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

10時55分まで休憩といたします。

休憩 10時44分

再開 10時53分

○議長（濱野茂樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、旧太鼓山風力発電所の現況と今後の取り組みについてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

太鼓山風力発電所は、京都府公営企業が平成13年11月に運転を開始されましたが、複雑な日本海の風力や落雷による故障などが相次ぎ、計画した発電量が得られず赤字状況が続いておりました。しかし、平成24年9月から固定価格買取制度の対象となったことにより、売電収入が期待できるとして6基の存続、その後風車の事故等により3基で再開されましたが、令和2年に耐用年数を迎え、京都府の公営企業による事業は終了しました。

その後、北海道の市民風力という事業者が新たに高さ98m、6基の風車を設置し、令和4年度



から建設事業に取り組むと地元住民に説明がありました。

しかし、筒川財産区の方の話によると、株式会社市民風力発電の事業は、京丹後市の土地所有者との林道拡幅でもめていて、風車資材の運搬ができない状況となっている、そのため市民風力発電は、この問題が解決しなければ令和4年1月中に事業撤退の判断をするというような話も聞いておりますが、建設事業等の動きが見られないが、現在どのような状況にあるのでしょうか。

また、宮津市日ヶ谷から伊根町菅野境界線あたりに前田工業という事業者が風力発電所事業の計画をされているようですが、現在どのような状況であるのでしょうか。

また、北海道の市民風力という事業者が今後の事業を撤退された場合、旧太鼓山発電所の跡地利活用をどのように考えておられるのでしょうか。

以上について町長に答弁を求めます。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

旧太鼓山風力発電所の現況と今後の取組についてお答えをいたします。

1つ目の現在の状況でございますが、株式会社市民風力発電が行う風力発電事業は、事業規模としては風車の数は3基、ドイツ製のもので、機種は調整中であると伺っております。

風車資材運搬のため、林道太鼓山線の一部道路拡幅を計画をしておりますが、その拡幅に関わり議員おっしゃるとおりでございますけれども、京丹後市の土地所有者である井上区と調整がつかず、令和4年1月中に事業撤退との判断を行うとしておりました。

しかし、京都府と京丹後市が井上区と株式会社市民風力発電の間を仲介し、現在も協議を継続しており、事業撤退の判断が先送りにされている状況と伺っております。

なお、事業地である筒川財産区の土地の状況につきましては、京都府と筒川財産区との土地の賃貸借契約が継続をしており、土地使用料が京都府の支払義務を株式会社市民風力発電が引き受ける形で筒川財産区に支払われている状況でございます。

また、宮津市境界付近において、前田建設工業株式会社が計画する風力発電事業につきましては、今年の1月に筒川文化センターで事業の想定区域の説明がなされ、6月の現況報告では、建設予定地と地権者の調査が行われていると伺っております。現在のところ環境アセスメントの手続も進んでなく、スケジュールは未定であると回答を受けております。

2つ目のご質問の跡地利活用につきましては、筒川財産区の土地であることから、町としての利活用については、考えはございません。

もともとありました京都府の風力発電施設は、賃貸借契約に基づく原形復旧条項により風車などが撤去されていますが、一部のアスファルト舗装や電線管路は株式会社市民風力発電の事業で利用するため、残されている状況でございます。

市民風力発電が撤退した場合のその後の土地の取扱いについては、京都府との賃貸借契約に基づき、改めて残っているアスファルト舗装などの構造物を撤去して筒川財産区に返却されることとなります。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 引き続き協議中ということでありますが、京都府がせっかくあんな施設を造っていただいて筒川財産区もすごくいい施設だなどと言うたものの、電力の収入が得られなかったということもありますが、今後とも行政のほうも、また京都府のほうにも協力していただいて、前向きな事業の取組等進めていってほしいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） なかなか事がややこしくて、その京丹後地区の林道の最初はよいと言われておったんです。どうぞと。あの風力発電設置されてから十五、六年ですか、もう耐用年数過ぎましたので、その間にごちゃごちゃなっているんです。あっちの前田工業がされる京丹後市のほうで、10何基多く増やす、そういうのを新しく建てるんでしたら確かに土砂崩れとかその生物と

か周りに迷惑がどうのこうの、だけれども、あそこの太鼓山の施設においては、この間何にもなかったんです。証明されておるようなものです。だからいいではないかと言うんですけども、その類いの反対運動と相まってそういうことを言われている。私も何とか京都府さんや市民風力発電にできれば私も京丹後市さんと一緒になってその地区の方にお問い合わせにあげたいなど、何とか実施したいなど思っております。でもちょっとなかなか人の土地でありますので、嫌と言われたら嫌となりますので、また鋭意頑張ってもらいたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして上辻議員の一般質問を終わります。

次に、特産品の販売・支援についてを通告議題とし、長谷川議員の発言を許します。3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） それでは、通告書に従いまして質問させていただきます。

特産品の販売支援について伺います。

町内の個人・法人の農業・漁業の生産者におきましては、生産物や漁獲物の価値を高めるため、特産品の生産や商品開発、そして販路拡大に取り組んでおられます。そういった活動を支援するため、京都府や伊根町も特産品開発やブランド化の推進、また六次産業化に向けた支援事業がございます。

伊根町産業振興促進計画では、農産物や水産物をマルシェなどを活用し、生産者が観光客などへ直接販売する仕組みを構築する、情報サービス業と連携してITの活用を推進する、インターネットやSNS等を活用した情報発信の強化により本町への観光入込客を増加させることで、農産物や水産物の消費拡大につなげ、農業・水産業、観光業、商工業の好循環をつくり出すことも必要とあります。

現在もコロナ禍の影響はございますが、舟屋群を核とする近年の観光入込客数の増加、観光関連事業、宿泊施設、飲食店などの増加による充実で好循環となり、地産地消による消費拡大にもつながっており、本町の基幹産業と観光産業でのよい循環が作り出されているのではないかと感じております。

伊根町内には魚だけではなく、個人・法人が生産されました地元農産物、水産物、加工品、工芸品など数多くありますが、販売の現状を見てみますと、マルシェ開催での地元農産物のほとんどは、地元の方の消費と聞いております。また、町内にありますお土産物店での地元特産品の取扱も少なく、一部の特産品のみの取扱であったり、個人で販売されている生産者もあり、伊根町へ訪れられた観光客からも土産物店の問合せがあるのが現状です。

そういったことから、伊根町の特産品全てがそろい、観光客へ伊根町に来られたお土産として、伊根町の産品もPRできる販売につながる施設も必要ではないかと思えます。

他府県や他市町の観光施設、道の駅、土産物店では、訪れたまちの農産物や特産品が一目で分かり、個人の生産者の生産物が多数そろえられております。伊根町も既存の施設に併設、空き家を活用するなど小規模でもいいので地元農産物から工芸品まで全てがそろい土産物店があってもいいのではないかと思えます。

今後、特産品販売所や土産物店の整備、販路拡大につながる販売支援について町長のお考えを伺います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、長谷川議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問いただきました特産品の販売・支援についてお答えをいたします。

議員も町内の農業・漁業の生産者が生産物、漁獲物の価格を高めるため、商品開発や販路拡大に取り組まれて、そして京都府、伊根町による特産品開発、ブランド化推進、六次産業化の支援を行っている、そのように言われているように町もコロナ対策も兼ねて、令和2年度、令和3年度の2年間、伊根町特産品開発補助金の補助率や補助上限を上積みし、その支援の強化を行ってきたところでございます。

伊根町産業振興促進計画に記載する生産者が観光客に直接販売する仕組みの構築は、昨年度伝建物を活用し整備した伊根浦漁業が営業する「うらなぎ丸」がまさにそれに当たるものであります。魚を獲る事業者が飲食店を出し、直接観光客に提供して自分たちが獲った魚の消費を拡大、またそ

ここで提供する米など町内の農産物も使用しており、農業・漁業と観光業、商工業の好循環をつくり出す仕組みの一つとして伊根町の産業振興に寄与するものでございます。

現在、我々が一般的にある地域の特産品を購入したいと思ったとき、真っ先に考えつくのはふるさと納税であると思われます。そのウエートは年々大きくなり、その市場も拡大しております。全国の自治体がふるさと納税を地域産品の販路拡大の一つとして活用されており、伊根町も3つのポータルサイトを使って寄附募集と返礼品の発送を行っているところでございます。

では、伊根町のふるさと納税にどの程度の特産品が出品されているか見てみますと、へしこ、じゃこ、するめ、野菜、干し芋、酒、小豆、米、そば粉、そばの乾麺、約10品だけでございます。生産者が販路拡大を狙うのであれば、もっともっとふるさと納税を活用していただければ大きな効果があるものと思います。

同じように伊根町観光協会が特産品を販売するECサイトを立ち上げておられますが、その品ぞろえは種類でいくと13品目、農産物、海産物の類いは、現在5品目のようで、売れ行きもいまひとつという状況でございます。

また、現在、道の駅の土産物店では、伊根町産のものは品数では約15%で、議員おっしゃるように地元特産品の取扱が少ない状況でございます。

伊根町観光協会が毎週土曜日に行っているマルシェは、議員言われるように地元農産品のほとんどは地元の方が意味固定客として購入され、観光客にまで回らないようでございますが、需要と供給のバランスを観光協会が調整しながら運営をされているようでございます。

ふるさと納税、土産物店、マルシェなどへの出品に関して、生産者の方々は今以上の販路を求め、出品や取扱を希望されておられるのか、それとも現在の生産量の販路は十分確保されているためその必要がないのか、ここが重要なポイントだと思います。

ふるさと納税は幾らでも出品を受け付けておりますが、なかなか出品数が増えません。今出品している産品もサイト業者からお願いして出品いただいたものが多くございます。

道の駅、観光協会マルシェは、町の施設ではありますが、その運営は指定管理者に委託しており、その施設で何を売するのか、その販売方法などは指定管理者の裁量であり、明らかに平等性を欠くような事案でない限り、町が指示や指導をすることはありません。そういった場所への出品の希望があれば民と民の交渉となると思います。何か不平等な事案があるのであれば担当課のほうにご相談を願いたく思います。

他府県、市町村、そういったところに道の駅や観光施設でそのまちの特産品や農産物、海産物を取りそろえ販売している施設が数多くあることは私もよく存じております。伊根町にもそういった施設があればいいなと思います。

今年度宮津高校伊根分校の跡地活用の検討を行うこととなっておりますが、昨年度開催された検討会では、商業施設をそこに求める意見をいただき、現在公募型プロポーザルで検討会に出された商業施設を含む意見を踏まえた跡地活用の提案を募っております。Aコーブがなくなり、町民の皆さんの買い物も不便になっており、その解消もできるような提案があれば特産品の販売施設をそこに含むことが可能かとも思います。

伊根町の特産品全てがそろい、観光客にPRができる、販売につながる施設が必要ではないか、町長の考えを伺うとのご質問でございますが、私の立場であつたらいいな、そういうのが欲しいなという希望で事業化することはできません。戦略的な考察やまず誰が運営するのか、そして何より生産者に販路拡大の思いがあるのかなどいろいろな面での検討は必要かとも思います。生産者の方々は田畑での作業やそして出荷作業など多くの業務をこなし、販売所などに商品を運んだりするところまで手が回らないのが実情のようです。そういった施設ができたとしても産品の搬入、値札つけなど新しい手間をかけることを了とされるのか、はたまたそういった手間が全て販売施設側が行う仕組みを構築するのか、単に建物を造るだけでは解決に至らないものと考えます。

よって、今早急に行える特産品の販売支援となれば、新しい特産品販売所、土産物店の整備ではなく、販路拡大を支援する観点でふるさと納税の活用が一番効果的な手法であろうと思っております。

ふるさと納税の返礼品に出品したいができない、やり方が分からないということであれば、その

支援を充実させていただきます。そのことを申し添え、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、長谷川議員の一般質問を終わります。

最後に、町長選への出馬はを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。8番、佐戸議員。

○8番（佐戸仁志君） 皆さん、おはようございます。

通告書に従いまして、今任期最後の一般質問をさせていただきます。

単刀直入にお聞きしたいと思います。

11月に行われる伊根町長選に町長、5回目の出馬をされるのか、私は出馬するべきであると思っています。

私と吉本町長は、年は6歳違いますが、お互いが結婚する前からよく飲み、よく遊び、同級生とは言いませんが、いい友人でありました。24年前の吉本町長の初めての町会議員選挙も私35歳、町長41歳で共に戦い、16年前、伊根町が宮津市との合併でなくなると言われたときも、とても対等ではない合併を伊根町がのむのかという状況の中、毎日のように仲間同士集まり、語り合い、話合い、吉本秀樹50歳、私44歳で町長に出馬してもらい、私は町会議員として町長のサポートをすることとし、今に至っております。

4期16年、伊根町の舵取りをされ、「ひとが生き生き」「みんなで創るええまち」をスローガンに多くの事業を展開し、それぞれの事業で実績を積み上げてきました。16年後の今となつては、本当に合併しなくてよかったと心の底より思います。

これを言うと他地区の方々より怒られるかもしれませんが、特に伊根浦、伊根地区では、伊根浦舟屋群、伊根湾護岸を守る工事、下水道工事など大型土木工事、舟屋日和、舟屋食堂、うらなぎ丸食堂などの箱物工事、または様々な観光対策をしていただき、令和4年の現在では私は日本を代表する観光地となっていると思っています。

人口減はなかなか止まりませんが、他府県からの若者が移住し、家族を持ち、空き家を購入され、定住するという方々も増えております。これからも観光を軸とし、様々な職種につく若者が増えるのではと私は期待しております。私たちがこの世からいなくなるであろう20年後、30年後の伊根町は、明るいと思っております。

通告書にも書きましたが、宮津高校伊根分校跡地利用は、様々な意見はありますが、今後の将来の伊根町、伊根浦に関わる大変大事な問題であり、町長としても在任中に完結したいことであると思っております。

4年前の町長選は、知名度のない新人の方に対し、圧勝とはならず、長期在任することに対し批判票もあったと思っております。16年前の初心を思い出し、いま一度出馬され、将来の伊根町につなぐ舵取りをお願いしたいと思っています。

出馬されると信じ、今後のまちづくり、伊根町のあるべき方向性をどうされるのか、どう考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思っています。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本茂樹君） それでは、佐戸議員さんの町長選出馬についてのご質問にお答えをしたいと思います。

佐戸議員さんから町長職16年間の実績をたたえていただき、5期目の出馬要請をいただきましたこと、大変光栄に思うところでございます。

さて、早いもので私も町政の舵取りを担わせていただきましてから4期目4年というより、4期16年が終わろうとしております。この間、町民の皆さん、議員各位、関係団体、関係機関の皆さん、全ての皆様のご理解とご支援、ご協力により多くの行政課題に職員ともどもに奮闘してまいりました。おかげさまで自主・自立が可能な町に転換できたと思っております。そして、小さな町ではありますが、きらりと輝くオンリーワンのまちづくりが着実に進んでいると自負をするところでございます。

振り返りますと、私が信念を持って貫徹したことの一番は、議員もおっしゃっておられましたが、伊根町は合併しない、伊根町は伊根町として町民自らの手で作り、育て、守る、自分の足で立つ、

それを明確にうたい、それを伊根町の総意に位置づけたことだと思います。

就任当時は、平成の大合併の荒波に翻弄され、民意も一様ではなかったわけではございますが、今となつては異を唱えられる方はないように思います。

伊根町が伊根町としてあり続けるために伊根町民の最大多数の最大幸福、これ一途に尽力してまいりました。そのことが伊根町の振興・発展にいささかでも寄与できたことは、幸いの極みでございます。

伊根町が伊根町としてあり続けるためにまずは財政改革を行いました。就任した平成18年度の数字を見れば、経常収支比率99.1%、ご家庭でいえばご飯を食べればこれで終わりです。実質公債比率18.1%、借金をしようにも京都府の相談が要ります。起債制限ももう目の前でありました。財政基金、他の基金等々全てかき集めても5億強、財政規模も23億程度でありました。毎年その当時2億余り基金を取り崩しての行財政運営でありましたので、合併しない伊根町はあと二、三年で消えてなくなる、そうよく言われたものでございます。

この数字を令和3年度で見れば、経常収支比率80.9%しなやかであります。実質公債費率8.2%、財調・減債基金等集めれば一般会計で基金は約23億、財政規模もこの10年間30億を下回ることはございません。このように好転をいたしました。

ただ、借金は増えた。平成18年度の37億を平成25年度26億まで減らしたんですが、平成30年44億まで増えた、現在40億程度であります。中学校建設や海の京都事業等々によります。

しかしながら、その40億のうち89.5%は、地方交付税で算入されるものです。いわゆる良債というもの、実質は4億円余りであります。そして、基金でも申し上げましたように、その分は十二分に減債基金として積んでございます。

こういったことができたのも伊根町民みんなが我慢するべきときは歯を食いしばり、時には赤い血も流し、やるべきことはよき財源を駆使して作り上げてきたからでございます。

ないものねだりはしない、この町が持てるものを最大限に生かす、この合い言葉の下、この町の現実をしっかりと見る、聞く、語る、もって選択と集中、あるべき将来を展望し、計画立てて歩んできた成果に思います。改めて町民の皆さん、議会の皆さん、関係各位、全ての皆さんに心から御礼を申し上げるものでございます。

人口ですが、確かに減ったとは言うものの、平成22年第5次総合計画を建てたときの人口推計では、当時の2,400余りが10年後の令和2年には1,600台になるとそう予測をされておりました。しかし実際は2,000人を上回っておりました。健闘していると思います。

人口は確かに減っていますが、子供の数が増えている、私が就任した年には生まれた子供はたったの3人、それはこの10年平均して十二、三名生まれております。令和元年小中学校児童生徒の数は、合わせて87名、それが令和10年には126名となります。

観光についても、舟屋を核にした「海の京都」や種々の観光事業を進める中、コロナ前ではありますが、交流人口35万5,000人まで到達をしております。この10年間で優に10万人以上増えたわけであります。

宿も舟屋だけではなく、農家民宿などもでき大変増えてきた。飲食店も移住者や漁業者が営むものもできた。でも伊根町経済の活性化のためにはもっともっと増えるべきに思います。

農林水産業の振興、農林水産業と商工観光業との効果的な融合を進めれば、コロナの収束の暁には、目指す50万人も夢ではないと思います。そして、それを目指していくことが課題と思います。

また、大きな問題がございます。今までのその成果が伊根地区に集中していることでございます。いかにしてその効果を広く町内一円に波及させるか、これが今後の大きな課題であります。

高齢者・障害者福祉には、伊根町社会福祉士、理学療法士、栄養士の採用、保健師の増員で充実をしてまいりました。人口2,000人程度の町で保健師を4名も抱え、加えて理学療法士、栄養士、社会福祉士を採用している市町村はまれに思います。

医療も府立医科大学北部医療センターからの医師の派遣という形ではございますが、安定的に2つの診療所を運営できております。町内のコロナ対応もしっかりできたと思います。

子育て支援も他の市町に類を見ない充実ぶりであります。

そして、いねばんやいねタクの導入は、地域福祉の向上に大きな力になっております。課題はさ

らなる利活用の促進策にあると思います。

エネルギー構造高度化や再エネ活用による地域振興事業は、持続可能なまちづくりを推進しております。課題は、生まれてくるそのエネルギーをいかに効率的・効果的に地場産業に取り込み、生かすかであります。

かくのごとくみんなで奮闘してきたわけではありますが、それぞれに申し上げたような大きな課題もあり、行政ニーズも一つが終わればまた一つ、次から次へと湧いてまいります。

伊根町の振興・発展のための仕事、行財政運営というものは、まさにエンドレスであります。

そして、今喫緊の課題としてコロナ禍で傷んだ社会経済活動、疲弊した地域力の再生、あわせて予測されるコロナ第8波へのしっかりとした備えと対応、一つにまちづくり、地域振興に大きな影響を及ぼす定時制高校跡地利用計画、筒川コミュニティ拠点整備事業、一つに子育て支援のみならず、子育て教育環境の整備による保育、教育の充実、一つに伊根地区のオーバーツーリズム的な渋滞解消と舟屋を核とした観光効果の町内一円への経済波及策、農林漁業と商工観光が融合した町内一円の経済の底上げ、ほかにも国道178強靱化、港湾等インフラ整備、医療・高齢者等地域福祉、安心安全、伊根町の夢と希望、数え上げればきりがございませんが、今申し上げたものは喫緊の課題と思います。

ここに伊根町長4期目の任期の終わりを間もなく迎えるに至り、改めて今までを真摯に振り返り、反省と感謝をし、町の現状を冷徹なまで見つめ直し、そして伊根町のあるべき将来を展望する中、熟慮に熟慮を重ねる中、るる申し上げた課題の解決、伊根町の振興発展のため、伊根町民の最大多数の最大幸福のため、いま一度町長として誠心誠意この町のため心血を注ぐことが私の使命との考えに至りました。

引き続き町民の皆様の信任と負託をいただき、第6次総合計画の大看板「みんなで創る ええまち」その実現のため、再度伊根町政の舵取り役を担わせていただきたく、次期町長選立候補の意向を固めたことをここに申し上げ、出馬表明といたします。

○議長（濱野茂樹君） 8番、佐戸議員。

○8番（佐戸仁志君） ありがとうございます。吉本秀樹66歳、4年後には70歳になりますが、老体に鞭を打ち、初心に戻り、足元を見つめ直し頑張りたいと思います。頑張れ。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、佐戸議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終了します。

### ◎ 日程第3 議案第49号

○議長（濱野茂樹君） 日程第3、議案第49号 令和3年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、令和3年度の決算認定討論に日本共産党議員団を代表して賛成の立場で参加いたします。

令和3年度決算は、一般会計、特別会計の全体を通して、歳入決算額は50億4,904万3,000円、歳出決算額は46億9,446万7,000円で、3億5,457万5,000円の黒字決算となりました。翌年度に繰り越すべき1億1,463万7,000円を差し引いても2億3,993万8,000円の黒字決算です。経常収支比率も令和2年度から8.7ポイント改善し80.9%、実質公債費比率も8.2%と標準数値を下回っており、厳しい財政構造にあっても吉本町長はじめ職員の皆さんの奮闘と努力が表れた決算であり、大いに評価できるものです。

まず一般会計について述べます。

新型コロナウイルス感染症は、現段階でも収束の見通しははっきりしませんが、感染症対策事業により住民の不安にいち早く対処し、新型コロナウイルスワクチン接種を速やかに実施されたことは、小さい町だからこその優位性が発揮されたと思います。ワクチン接種率も3回目となるとやや比率が下がってきていますが、休日返上で新型コロナウイルス感染症への対応に奔走された町職員の皆さんに感謝申し上げま

す。そして、新型コロナによる生活や仕事の不安に対して、国からの補助金を速やかに対象の住民の下に届けられました。

また、燃料購入券発行事業は、原油価格の高騰の影響の緩和策として、伊根町燃料購入券を発行されました。コロナ禍での町民の暮らしを支える事業であったと評価します。

再生可能エネルギー活用型地域振興事業は、再エネを活用した3つのプロジェクトを立ち上げて実証実験や実現可能性調査を実施されました。太陽光発電を利用して電気自動車による予約型乗合交通が整備されたことは、自家用車を手放した高齢者の移動手段をどうするかという長年の懸案事項がようやく解決され、大変喜ばしいことです。今後も住民に使いやすいねたくとしてさらに調整・改善を進めていっていただきたいと思います。

また、ほかの2つのプロジェクトについても、国からの補助金の関係もあるとは思いますが、町内の電力は町内で作り出すという意気込みで、再生可能エネルギーの新たな活用を研究していっていただきたいと思います。

農林水産分野では、移住促進住宅整備事業で空き家改修が3軒行われました。今後も移住の促進に力を入れていただきたいと思います。

また、特産品開発・販路改革支援事業では六次産業化を推進し、特産品の開発支援が行われましたが、地域経済循環分析事業とも関連させて、地元食材の活用、販売を進めるための支援をお願いしたいと思います。

観光施設整備事業では、重伝建保存地区内に新たな飲食施設が整備され、観光振興と農業、漁業の産業振興を一体的に行う施設として大きく期待するところです。

有害鳥獣対策は、被害が増えている鹿対策をしっかり行っていただきたいと思います。獣害のない安心して農業や家庭菜園が楽しめる環境づくりに引き続きご尽力をお願いいたします。

高齢化対策推進事業の高齢者買い物支援事業は、車を持たない高齢者にとってはありがたい事業です。同行されているスタッフの細やかなサポートも利用者にとってはなくてはならないものになっています。今後も高齢者の外出の機会、交流の場として、安全運転に留意して取り組んでいただきたいと思います。

教育につきましては、従来からの無償化事業、大学生らへの奨学金制度は、保護者への大きな応援であり、大きく評価するところです。

学校ICT環境整備事業では、小中学校で1人1台のタブレット端末の購入を行い、GIGAスクールサポーターを配置してGIGAスクール構想の実現に向け、整備されてきているところです。

校務支援システムの運用も始まり、教職員の働き方は今までと大きく変わっていくことが予想されます。今後は児童生徒の視力の問題など健康管理や教職員のICT技術の習得への援助などがしっかりとなされて、豊かな教育環境となることを期待します。

施設の老朽化等に関しては、筒川文化センターの在り方検討会や宮津高校伊根分校跡地活用検討会が開かれましたが、今後の伊根町の発展のための施設として町民の意見を聞きながら進めていただきたいと思います。

次に、特別会計に移ります。

国民健康保険特別会計では、コロナ禍においても参加人数の調整や感染対策を行い、保健指導や健康増進指導が実施されました。高齢者にとっては人との交流が制限される中で、出掛ける場所を提供してもらえたことは、心の健康にとって意義あることだったと考えます。

介護保険関係でも看取り交流会がいねばんを使用して行われたことは、画期的な取組だったと思います。看取りの関係者は7名の参加だったということですが、それぞれに悩みや思いを共有し、共感する時間が持てたことは、介護の支えとなり、励ましとなったのではないかと思います。今後も要介護者はもとより、家族に寄り添った支援をお願いしたいと思います。

今後も伊根町が町民とのコミュニケーションをしっかりとって、町民の理解と協力を得ながら活気あるまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。また、職員がもっと町民のもとに出掛けて行って、暮らしの現場から学ぶことで小さい自治体のよさを生かした風通しのよいまちづくりが進むのではないかと考えます。

今後のさらなるご奮闘を期待いたしまして、令和3年度の決算認定の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） それでは、私上辻、長谷川議員の両名は、それぞれ会派に所属してない議員ですが、令和3年度歳入歳出決算認定について、賛成の立場が同じ意見でありましたので、代表して私が討論させていただきます。

令和3年度の一般会計、特別会計の全会計を通じての歳入決算額は50億4,904万3,000円で、前年度に比べて1.0%の減となっており、歳出決算額は46億9,446万7,000円で、前年度に比べ2.3%の減となっております。差引収支3億5,457万5,000円となっておりますが、この中には事業費の一部を繰り越したことに伴い、その財源として翌年度に繰り越すべき財源1億1,463万7,000円が含まれているので、実質収支はこれを差し引いた2億3,993万8,000円の黒字決算となっており、各指標とも良好な値を示しております。

令和3年度事業では、防災や暮らしに関する情報発信事業、新型コロナウイルスワクチン接種に向けての感染対策事業や学校教育では、教科書のデジタルコンテンツ、タブレット端末の配布、実物投影機などの機器と電子黒板を併用することで分かりやすい授業が行われるよう学校ICT環境整備事業、防災や暮らし、学校教育の向上となる事業などが取り組まれたと思います。

再生可能エネルギー活用型地域振興事業では、いねタクの実証運行が行われましたが、全ての住民がドア・ツー・ドアのサービスが受けられるよう努力していただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大により減少してきた観光客も少しずつ増加してきているように思いますが、町内の道路整備をはじめ今後も空き家の増加、耕作放棄地、少子高齢化が進む当町ではありますが、保健、医療、福祉、住民のニーズに対応したよりよいサービスの提供、災害に強いまちづくりに努めていただき、未来ある夢と希望の持てるまちづくりを期待して、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 7番、松山議員。

○7番（松山義宗君） 自友会を代表しまして、議案第49号 令和3年度歳入歳出決算について賛成の立場で討論いたします。

令和3年度はコロナの影響により各行事、事業なども中止になったことも記憶に新しいところでございます。決算は安定した行政運営により黒字決算であり、良好と認めます。

事業別に言いますと、再生可能エネルギーの活用や脱炭素化の取組を進め、伊根町の課題解決の一つの事業となりました。

また、アフターコロナを見据え、改修した飲食施設、七面山の駐車場に整備した公衆トイレにより伊根地区を訪れる観光客にとって食事、トイレも解消されるものと思います。

依然として大型連休、夏季の休日等は飲食、交通に関しては全てを解消したとはいきませんが、徐々に課題解決が進んでいることは明らかです。

また、本庄地区浦島公園水の江里は、初めて町外の業者が選定され、指定管理者となりました。計画によると市内からの移住者を含め、新たな事業展開が望め、町民生活においても大いに期待されると思います。

農業分野においても有害鳥獣対策事業により被害を最小限にとどめ、地元の農業を守ることができ、町民の満足度につながっていると感じております。現在の最大の問題は、高齢化による担い手不足と感じております。農業においては、町長もご承知とは思いますが、耕作地を京都府農地中間管理機構に託す耕作者が今後は急増してまいります。担い手対策は待ったなしの状況であり、次年度に向けてさらなる検討、支援をお願いしたく思っております。

一方、伊根町民ならず伊根町を訪れる観光客からも伊根地区ばかりがよくなっていくというふうな声があることは事実であります。その声を真摯に受け止め、施策を講じることも重要だと私は思います。選択と集中の事業により全ての町民を満足させることはできないと思いますが、その挑戦を繰り返すことが重要だと思います。

限られた予算の中でコロナ禍の対応やアフターコロナの伊根町行政運営に期待し、賛成討論とい



たします。

○議長（濱野茂樹君） 4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 令和3年度伊根町一般会計、特別会計歳入歳出決算認定において、賛成の立場から意見を述べます。

一般会計では、歳入が37億3,094万7,000円、歳出が34億1,382万7,000円、特別会計を合わせた全体では歳入が50億4,904万3,000円、歳出が46億9,446万7,000円、事業の一部を次年度に繰り越すため実質収支は2億3,993万8,000円の黒字決算となりました。効率よく事業配分された決算結果だと思います。

監査報告では、令和3年度の一般会計の財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率全て健全な指数を保ち、安定した財政基盤を維持しているとの報告がありました。

令和3年度は国の緊急事態宣言や相次ぐまん延防止宣言が出され、新型コロナウイルス感染対応に迫られる年度でした。

そのような中、一般会計の主な事業では、感染症対策事業において新型コロナワクチン接種が3回実施され、円滑に行われました。集団接種に向けて事前準備等休日返上で医療従事者並びに町職員の皆さんにはご尽力をいただきました。

地域振興券発行事業では、全住民に消費喚起による地域事業者の下支えのため、また燃料費購入券発行事業では、燃料費高騰を受けてそれぞれのクーポン券が発行されました。

コロナ感染症で影響を受けている子育て世帯には、子育て支援特別給付金、子育て世帯生活支援給付金、また臨時特別給付金が支給されました。また、住民税非課税の世帯には臨時特別給付金も支給されました。あわせてコロナ禍の中、未来を見据えた事業として、住民の足となる予約型乗合タクシーの運行に向けた実証実験や交通基盤の構築も行われました。

教育事業では、子育て世帯支援には、教育費無償化の継続をはじめ学校現場のICT化環境の整備がされました。

そして、観光事業では、地域経済の起爆剤とするための寄贈された伊根浦の建物の活用改修事業も行われました。

先行き収束出口の見えない令和3年度の中、様々な住民支援事業や将来を見据えた事業、地域経済を下支える多くの事業が折り込まれた決算内容であると評価し、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） ほかに討論はありませんか。討論がないようではありますが、これで討論を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 令和3年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件は認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は認定することに決定しました。

#### ◎ 日程第4 意見書案第2号

○議長（濱野茂樹君） 日程第4、意見書案第2号 ICT支援員の配置等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略いたします。

これから意見書案第2号 ICT支援員の配置等を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（濱野茂樹君） 日程第5、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（濱野茂樹君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、9月6日から本日までの17日間の会期で開催され、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位におかれましては、終始熱心にご審議、ご決定を賜り、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了となります。円滑な議会運営へのご協力に対し、心から感謝申し上げます。

また、町長はじめ執行部の皆様方におかれましても、会期中何かとご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

伊根町議会といたしましても、今後も予算執行に対しましてしっかり目配りをして、「みんなで創る ええまち伊根町」の創出、さらには選ばれるまちづくりを一緒になって取り組んでまいり所存であります。

可決されました議案で議員より意見のありました事業については、執行、予算計上前に事業実施方法等を精査いただくとともに、事業の速やかな実施と的確な進捗管理に努めていただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染対策につきましては、町民の皆様、事業者の皆様、医療関係者の皆様のご努力、ご協力に関し改めて心から感謝申し上げる次第であります。

オミクロン株の感染が改善基調となったことなどを踏まえ、京都府において発出されておりました京都B A. 5対策強化宣言が9月25日をもって終了することとなっております。今後は基本的な感染防止対策は継続しつつ、ウィズコロナに向けた新たな段階に移行していくために社会経済活動の回復に向け、町民一丸となってしっかりと歩みを進めていかなければなりません。町民の皆様には引き続き自分が感染しない、ほかの人に感染させない、感染を広げないことに加え、間もなく開始されるオミクロン株ワクチンの接種のご検討をお願いいたします。町民一丸となって新型コロナウイルスに打ち勝ってまいろうではありませんか。

また、最後になりますが、私個人としましては、一昨年12月9日に皆様方からご推挙いただき、議長という重責を押し、今日まで今日まで微力ではございましたが、全力で取り組んでまいり所存であります。就任のご挨拶の際に申し上げましたことを遂行すべく精進し、スピード感を持って新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする4件の要望、メッセージ等を議会の総意として取り組むことができました。こうして大過なく終えることができましたことは、議員各位の温かいご支援、ご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

また、執行部の皆様には議会運営に対し、様々な面で実務的なご協力をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

我々議員の任期は11月30日までであり、臨時議会が招集されなければ本定例会が最後の議会となりますが、議会報告会も予定されております。くれぐれも任期中は議員の務めを全うしていただきますようよろしくお願いいたします。そして、議員として目的を果たされ、ご勇退される方、再び公約を掲げご自身の描くまちづくりのために立候補される方、それぞれにもご健勝で選挙戦を

乗り切っていただきますことをご祈念いたします。どのようなお立場であれ、引き続き伊根町の発展のためにご尽力いただき、立候補される方にはこの議場において伊根町のまちづくりをしっかりと議論していただくことをお願いいたします。

最後になりますが、改めてこれまでの議会に対するご指導、ご鞭撻に対し感謝申し上げます。今後も引き続きお力添えいただきますとともに、伊根町地域のためにご尽力いただきますよう皆様のご活躍を願い、閉会の挨拶とさせていただきます。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 12時01分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員